

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部
保育幼児教育推進課長 川島 慶之
(公印省略)

台風及び集中豪雨等における市内保育施設等の臨時休園措置等のガイドラインについて

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

近年の地球温暖化の影響により、台風及び集中豪雨等による被害が増えてきております。国立市においても、これからの季節、台風の接近、上陸、集中豪雨等の被害が想定されます。

当市では、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、令和2年度に「台風及び集中豪雨等における市内保育施設等の臨時休園措置等のガイドライン」を策定し、災害が想定される場合の臨時休園措置、登園自粛要請についてお示しをしているところですが、改めて保護者の皆様へお知らせいたします。

ガイドラインの中で、臨時休園又は登園自粛要請を行う場合をお示ししておりますが、その判断については、市が行うこととなります。各園個別の事情がある場合については、可能な限り市と事前の協議としておりますが、現に危険が差し迫っている状況下においては園の判断で臨時休園、登園自粛要請となる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由とした休園の場合や登園自粛要請を行った場合は、国の通知に基づき、令和5年5月7日までは保育料等の日割減額を行ってりましたが、災害時の場合は、保育料等の日割減額の対象とはなりません。予めご了承のほど、お願いいたします。

ガイドラインの詳細につきましては、別紙をご覧くださいますようお願いいたします。

○ 問合せ先 国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育幼稚園係
電話 042-576-2427